

## 自動車整備事業者の方へ

## 申請に関する重要なご案内

先進安全自動車の整備環境の確保事業においては、同じ要件にて

令和**6**年度補正予算 被害者保護増進等事業費補助金

令和7年度 被害者保護增進等事業費補助金

でそれぞれ交付申請受付しております。ただし、補助対象機器の購入期間によって 申請可能な補助金が異なるため、以下をご確認ください。

結局どの補助金で申請したらいいの?

機器を購入したタイミングが



令和6年4月1日~令和7年3月31日

令和6年度補正予算

被害者保護增進等事業費補助金

でのみ申請が可能です



令和7年4月1日以降に新たに補助対象機器を ご購入された場合等は、

令和7年度 被害者保護増進等事業費補助金にも 申請いただくことが可能です。

令和7年4月1日~令和8年1月30日

令和6年度補正予算

被害者保護增進等事業費補助金

令和7年度

被害者保護增進等事業費補助金

どちらの補助金も申請が可能です

※スムーズに審査が進む可能性がありますので、 令和7年度補助金での申請を推奨します。

## 留意事項

- ・補助金交付は、事業場ごと、同じ種別の経費に対し両補助金で1回ずつまでです。予めご了承ください。
- ・補助金交付は、両補助金とも、補助率1/3までかつ事業場あたり16万円(機器購入は15万円、 研修受講は1万円)までです。
- ・両補助金にて重複した申請が行われた場合、申請者に確認のうえ、どちらか一方を棄却します。
- ・PC等が分離式である補助対象機器では、Windows10から11への アップデート対応等のため、PC等のみの入替えであっても補助対象となります。



令和7年度

被害者保護增進等事業費補助金



被害者保護增進等事業費補助金

